三田市の給与・定員管理等について

<u>1 総括</u>

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
		(27年1月1日)	A		В	B/A	25年度の人件費率
26年	F度	人	千円	千円	千円	%	%
		114,628	39,691,749	453,064	7,092,686	17.9	20.7

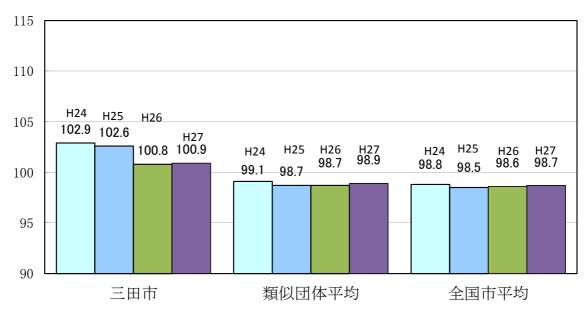
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	667	2,749,331	862,273	1,094,639	4,706,243	7,056

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,184

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 - 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との職員構成上(大卒、短大卒、高卒、中卒の職員数及び年齢構成)の違いがあげられます。参考までに三田市の職員構成に基づき計算するパーシェ指数では100を下回ります。

平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表額を引き下げたため、今後、経過措置(現給保障)の終了に伴い、徐々に改善効果が現れると見込んでいます。また適正な管理監督職員の配置によりラスパイレス指数の引下げに向けて取り組みます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(実施) 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.82%引下げ。初任給に係る号給は引下げなし。高齢層については最大4~5%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準では10%

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日 時点は7%、給与改定後は平成27年4月に遡及し9%を支給。

(参考)

* /				
	平成26年度	平成27年度	の支給割合	見直し後の支給割合
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	(H28. 4. 1)
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
三田市の支給割合	6%	7%	9%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国ベース)	
三田市	43.3 歳	341,790 円	476,069 円	402,673 円	
兵庫県	44.4 歳	339,700 円	432,182 円	390,192 円	
国	43.5 歳	334,283 円	-	408,996 円	
類似団体	42.5 歳	324,351 円	410,268 円	366,141 円	

②技能労務職

豆 八	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
区分				(A)	(国ベース)
三田市	49.8 歳	84 人	356,620 円	440,096 円	406,965 円
うち清掃職員	49.7 歳	37 人	367,614 円	470,550 円	423,049 円
うち学校給食員	45.6 歳	23 人	337,781 円	421,464 円	392,193 円
うち用務員	54.7 歳	15 人	350,560 円	392,240 円	383,185 円
兵庫県	53.0 歳	550 人	335,200 円	400,005 円	368,982 円
玉	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	-	328,318 円
類似団体	49.7 歳	56 人	327,399 円	374,353 円	355,622 円

③教育職(幼稚園教諭職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三田市	40.8 歳	329,513 円	387,736 円
兵庫県	41.4 歳	355,700 円	413,629 円
類似団体	40.3 歳	308,828 円	355,429 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区	分	三田市	兵 庫 県	玉
一般行政職	大学卒	184,400 円	177,546 円	174,200 円
	高 校 卒	151,800 円	143,863 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,800 円	140,525 円	
	中学卒	137,600 円	- 円	
幼 稚 園	大 学 卒	184,400 円	198,266 円	
教 育 職	短 大 卒	168,900 円	176,269 円	

(注)1 技能労務職の初任給については年齢幅を設けて、職種ごとに基準額を設定しております。高校卒については、 18歳採用時の初任給基準額、また、中学卒においては15歳採用時の初任給基準額を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

<u>07 1905 (* 7 7</u>		1 1 TEV1 1 2	マルロイニ	7 J 104 4 7 10 1 10 1	<u> </u>	1 7 7 1		<u> </u>	
区	分	経験年数10)年	経験年数20年	Ę.	経験年数	(25年	経験年数3	30年
一般行政職	大学卒	258,614	円	352,345 P	-	394,286	円	434,267	円 ※
	高 校 卒	229,133	円 ※	308,900 円	* 1	353,425	円 ※	397,833	円
技能労務職	高 校 卒	ı	円	312,867 円	* 1	360,133	円 ※	367,500	円 ※
	中学卒	ı	円	- F	-	321,500	円 ※	377,100	円 ※
教育職(幼 稚園教諭	大学卒	257,700	円 ※	330,700 ⊏	*	-	円	-	円
職)	短大卒	ı	円	334,267 ₽	* 1	382,000	円 ※	-	円

⁽注)※印は該当職員が少なく、当該経験年数程度の4人以下の平均額です。

技能労務職の中学卒で経験年数30年の欄は経験年数29、30年の平均額を記載しています。

教育職の経験年数20年の欄は経験年数19年の平均額を記載しています。

教育職の経験年数20年の欄は経験年数19年の平均額を記載しています。

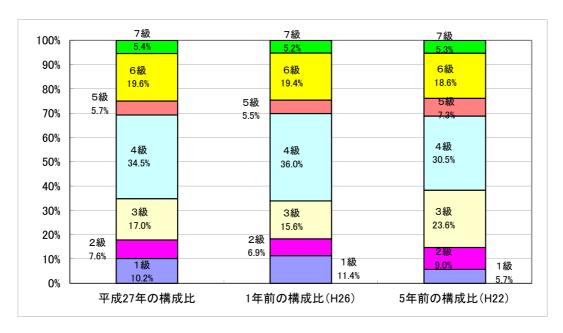
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

<u> </u>	/3/2 3 -	>1W -> 1V DI (DI	1 1 2/1 1	70111		
	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7	級	部長	人	%		
Ĺ	лух	次長	23	5.4	316,700 円	449,900 円
6	級	課長	人	%		
	702	副課長	83	19.6	252,900 円	411,400 円
5	級	課長補佐	人	%		
	/192	以及 而	24	5.7	235,600 円	400,600 円
4	級	係長	人	%		
_	/192	主査	146	34.5	218,700 円	392,500 円
3	級	主任	人	%		
J	ЛУХ	工厂	72	17	202,700 円	350,600 円
2	級	事務職員	人	%		
2	ЛУХ	技術職員	32	7.6	188,400 円	343,100 円
1	1 VII	事務職員	人	%		
1	級	技術職員	43	10.2	133,100 円	285,100 円

⁽注)1 三田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 昇給の実施時期
 - 毎年7月1日
- 2 勤務評定
 - 勤務成績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。
- 3 昇給への勤務成績の反映状況
 - 懲戒処分、分限処分、病気休暇等による昇給号給数の調整を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 田	市	兵 盾	車 県	国
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額	額(26年度)	
1,559	千円	1,879	千円	_
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)		(26年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等	等による加算措置	職制上の段階、職務の	級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 5~20%		·役職加算 5~20%	5(抑制後4~10%)	·役職加算 5~20%
		·管理職加算 10~20	0%(抑制後5~10%)	·管理職加算 10~25%

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 1 勤務評定
 - 勤務成績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。
- 2 勤勉手当への勤務実績の反映 分限処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

27 22 194 1 3 1 2		<i>z</i> ,	ı		
三	田	市		玉	
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退	散特例措置	その他の加算措	置 定年前早期退職	特例措置
	(割増率2%~4	15%)		(割増率2%~45	5%)
1人当たり平均支給額	4,903 千円	22,499 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(27年4月1日現在)

(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
支給実績		174,666 千円						
支給職員1人当たり平		248 千円						
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員							
全地域	全地域 7 % 7							
地域手当補正後ラスパイレ ラスパイレス指数	ス指数			100.9 100.9				

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+ 指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			29,713 千円			
支給職員1人当たり平均支	給年額(26年度決算)		60 千円			
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(26年度)		70.1 %			
手当の種類(手当数)			14			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価			
市税徵収·滞納処分手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	市税又は国民健康保 険税の徴収を主たる業 務とする者が訪問徴収 に従事したとき 市税又は国民健康保 険税の差押え等滞納処	日額 150円			
防疫作業手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	分に従事したとき 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第6 条第2項、第3項及染症 又は家畜伝染病予防 法(昭和26年法律第166 号)第2条に規定する感染 付着した物件又は付め 延れのある物件の処理作業に従事したとき	1回 500円			
社会福祉業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったとき((2)との併給はしない) (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和25年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老律第129号)、老律第133号)、身体障害者福祉法(昭和38年上久は昭和34年年知第283号)若に規定昭和35年法律第37号)に規定する措置等のケースワーク又は市民病院に事したとき	日額 140円			
行旅病人等措置手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	行旅病人又は行旅死 亡人の収容に従事した とき 上記に併せて精神衛生	病人(1件) 550円 死亡人(1体) 1,100円 病人(1件) 1,000円			
衛生業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	業務に従事したとき クリーンセンターに勤務 する職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、環境センターに勤務・処理業・の収集・処理業・し尿の収集・処理業・以西に直接従事したときとしたとうにも検業務に従事したとき	日額 950円			
クリーンセンター作業長手 当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	クリーンセンター又は環 境センターに勤務する 作業長及び副作業長	月額 5,500円			

クリーンセンター班長手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	クリーンセンター又は環境センターに勤務する	月額 3,300円
死廃動物処理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	班長 有害鳥獣等の死廃動 物の処理作業に従事し たとき	1件 400円
現場危険業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10 メートル以上の高所及 び急傾解性での事にた該 当する場合を除く。) (2) 地表深所を除く。) (2) 地表深所を除る。) (2) 地表深所をには 業、指導監督に従 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・ 大力・	(1)~(3) 日額 200円 (4) 日額 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (5) 日額1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
用地取得交渉手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	用地の取得交渉に従 事したとき	日額 400円
消防危険手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	に従事したとき	救急出動 救急救命士資格者 1回 250円 その他の職員 1回150円 水火災出動 1回 250円 はしご車での高所作業、潜水 器具を着用しての潜水作業 日額 200円
消防夜間特殊業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	消防職員が深夜の勤 務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の勤務時間が5時 間以上の場合は700円
特別行事手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	市の主催する行事で任 命権者が定める業務に 従事する職員	日額2,000円を超えない範囲に おいて、1日の従事時間等を考 慮して別に定める額
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事 した職員)	年末年始の休日におい て特に必要があつて勤 務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(従 事時間が4時間未満の場合は 3,400円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	286,105 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	505 千円
支給実績(25年度決算)	231,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	409 千円

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

(6) その他の手当 手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外の扶養 親族 6,500 円 (配偶者のない扶養親 族1人11,000円) ただし、満16歳の年度 初めから満22歳の年度 末までの子がいる場合 は、(2)の額に5,000円 加算	同	_	100,217 千円	251,170 円
住居手当	(1)家賃支払者 家賃支払額において 最高31,000円まで (2)持家の世帯主 (新築、購入5年以内) 6,500円 (新築、購入5年超) 4,000円	Щ	(1)家賃支払者 家賃支払額にお いて最高27,000円 まで (2)持ち家の世帯 主(新築、購入5年 以内)2,500円	60,631 千円	133,843 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 実費支給 ただし、最 高限度55,000円まで (2)交通用具利用者 通勤距離に応じて 3,900 円から29,700円ま で (3)1及び2の併用者 最高限度55,000円ま		(2)交通用具利用 者 通勤距離に応じ て2,000円から 24,500円まで	73,316 千円	116,006 円
管理職手当	(1)理事 80,000円 (2)部長 75,000円 (3)次長 65,000円 (4)課長 60,000円 (5)副課長 45,000円	異	職責に応じて 80,000円から 45,000円まで	93,794 千円	679,667 円
休日給	勤務1時間当たりの給与 額の100分の135	同	_	24,591 千円	296,277 円

夜勤手当	勤務1時間当たりの給与 額の100分の25	同	_	4,982 千円	59,310 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命ぜられた職員には、その 勤務1回につき次の額を支 給(1)下記以外 4,200円 (2)三田市民病院に勤務する職員で、入院患者の病 状の急変等に対処するための宿日直勤務 ・医師又は歯科医師 20,000円 ・その他の職員 9,300円 ※(1),(2)ともに、勤務時間 が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2分の1の 額	異	宿日直勤務1回に つき、4,200円を支 給	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が臨時又は 緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週休 日又は休日に勤務を行っ た場合、勤務1回につき次 の額を支給 (1) 部長・次長級 8,000円 (2) 課長・副課長級 6,000円	異	勤務一回につき、 最高限度12,000 円	7,898 千円	57,650 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

	区		分		給	料		月	額		等
給								(参考)類似	団体にお	ける最高/	最低額
小口	市区	三町	村	長	98	2,000	円	1,070,000	円/	465,500	円
料	副市	; 町	村	長	78	5,000	円	879,000	円/	481,000	円
報	議			長	63	6,000	円	760,000	円/	432,000	円
	副	議		長	54	9,000	円	670,000	円/	390,000	円
酬	議			員	50	0,000	円	620,000	円/	355,000	円
	市区	三町	村	長	(26年度支給割合)					
期	副市	〕 町	村	長	4.10			月分			
木	議			長	(26年度支給割合)					
末手当	副	議		長	4.10			月分			
	議			員							
退					(算定方式)	(算定方式))	(支給時	朝)
職手	市区	三町	村	長	給料月額×在職月数	$\times 0.41$		19,325,760	円	任期ごと	
当	副市	ī 町	村	長	給料月額×在職月数×0.25			9,420,000	円	任期ごと	

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

----(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

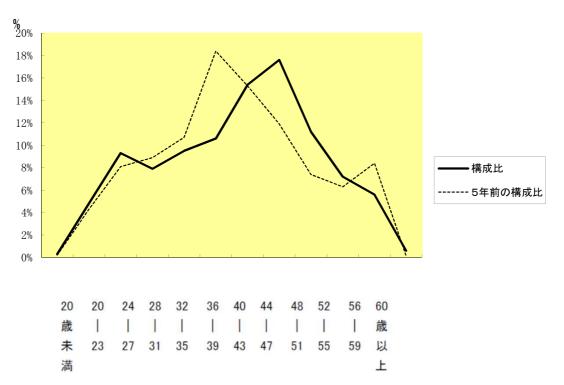
(各年4月1日現在)

		区 分	職	動 数		【各年4月1日現任》
`	_	_	177.		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部門	1		平成26年	平成27年	垣侧剱	
		議会	6	6	0	
		総務	145	143	△ 2	
		税務	30	29	△ 1	
		労働	1	1	0	
	般	農林水産	21	22	1	
普	行政	商工	7	7	0	
普通会計部門	部門	土木	72	73	1	
計部		民生	71	71	0	
門		衛生	85	81	\triangle 4	退職不補充による減
		計	438	433	△ 5	< 参考> 人口1万人当たり職員数 37.77 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 47.12 人)
		教育部門	120	115	△ 5	特別支援学校設置準備業務完了に伴う減、 退職不補充による減
		消防部門	109	111	2	救急体制充実による増
		小 計	667	659	△ 8	< 参考> 人口1万人当たり職員数 57.49 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 63.75 人)
		病院	403	413	10	体制強化による増
公営		水道	23	22	△ 1	
公営企業等部		下水道	16	15	△ 1	
等部門		その他	36	37	1	
		小 計	478	487	9	
	合	計	1,145 [1,269]	1,146 [1,269]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.98 人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

^{2 []}内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	}	>	>	>	>	>	>	}	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
啦吕粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	3	55	107	91	109	121	176	202	128	83	64	7	1,146

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年		去5年 曽減数	三間の ((率)	
一般行政	445	440	436	429	438	433	△ 12	(△ 2.7%)
教育	150	147	143	134	120	115	△ 35	(△ 23.3%)
消防	99	100	102	107	109	111	12	(12.1%)
普通会計計	694	687	681	670	667	659	△ 35	(△ 5.0%)
公営企業等会計計	448	468	459	469	478	487	39	(8.7%)
総合計	1,142	1,155	1,140	1,139	1,145	1,146	4	(0.4%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

_	/	ν_{\sim}	开				
ĺ	区	分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
ı				実質収支		職員給与費比率	25年度の総費用に占
l			A		В	B/A	める職員給与費比率
ĺ	26年	连度	千円	千円	千円	%	%
ı			2,492,316	463,894	172,627	6.9	7.2

区 分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	26	104,929	29,650	41,501	176,080	6,772

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費 千円 6,219

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
三 田 市	45.0 歳	380,013 円	564,359 円		
市町村平均 (政令指定都市除く)	44.9 歳	348,021 円	517,229 円		

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

7,3,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	
三田市(水道事業)	三田市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)
1,596 千円	1,559 千円
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 5~20%	•役職加算 5~20%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

市町村平均(政令指定都市除く)	
1人当たり平均支給額	
1,484	千円

⁽注) 1 職員手当には退退職手当を含みません。

² 職員数は、27年3月31日現在の人数です(再任用短時間勤務職員を含む)。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

	三田市	ī(水道事	罫業)		三田市(一般	讨政職)		
(支給率)	自己都包	<u>}</u>	勧奨·定年		(支給率)	自己都合	勧奨·定年	Ē
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分	49.59	月分	勤続35年	41.325 月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59	月分
その他の加算措置	定年前早	期退職料	好例措置(割増率2%	\sim 45%)	その他の加算措施	置 定年前早期退	職特例措置(割増率29	%~45%)
1人当たり平均支給	額 -	- 千円] —	千円	1人当たり平均支給	額 4,903	千円 22,499	千円

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績		6,796 千円		
支給職員1人当たり平		261 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	7 %		26 人	7 %

工 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

二 付外到份十日 (2 / 午4月1日先任) 支給実績(26年度決算) 1,359 ·									
支給職員1人当たり平均支	給年額(26年度決算)		65	千円				
職員全体に占める手当支糸	合職員の割合(26年度)		80.8	%				
手当の種類(手当数)				5					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	給対象業務	左記の職員に対する支約	給単価				
現場危険作業手当〈水道〉		及び急傾斜ときいる等には、 に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末に2世末	つことなく又は危険 ことなく行う道路の維 美、指導監督に従事 いて劇薬を取り扱う業 き おいて警報伝達、被 急に業等屋外での 水防作業に従事した は防災指令発令下に 達、被害状況調業 トでの防災作業又は 事したとき	(5) 2,000円 (深夜に及ぶ場合は 2,500円)	日額				
夜間特殊業務手当〈水道〉	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	水場職員が、勤	制勤務に従事する浄 務時間が午後10時 時間帯に及び業務	1,200円	回数				
非常出動手当〈水道〉	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	職員が、(1)午後 による勤務に従 (2)勤務時間外り (水防配備及び	監督業務に従事する 10時以降に再出動 事したとき こ予期し得ない事由 防災指令によるもの が務に従事したとき	(1) 1,200円 (2) 1,300円	回数				
停水処分手当〈水道〉	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	料金滞納にかか従事したとき	る停水処分業務に	330円	日額				
年末年始特別業務手当〈 水道〉	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	年末年始の休日 があつて勤務を	日において特に必要 命じたとき	6,800円(勤務時間が4 時間未満の場合は 3,400円)	日額 (又は 1勤 務)				

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(26	年	度	決	算)	6,884 千円
職	員1人	、当力	たり平	均	支 給	年 額	(26	年 度	決	算)	382 千円
支	給	実	績	(25	年	度	決	算)	6,025 千円
職	員1人	、当 /	たり平	均	支 給	年 額	(25	年 度	決	算)	301 千円

カ その他の手当(27年4月1日現在)

				支給実績	支給職員1人当た	<u>-</u> り
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	職の制度 と異なる内	(26年度決算)	平均支給年額	
		*>>>	容		(26年度決算)	
扶養手当	上記4(6)の記載	内容と同様で	ごす。	4,674 千円	274,941	円
住居手当	n .			2,395 千円	133,056	円
通勤手当	,	ı		2,543 千円	115,591	円
管理職手当	1	J		3,624 千円	724,800	円
休日給	1.	J		0 千円	0	円
夜勤手当	n .			1,315 千円	146,111	円
宿日直手当	II			0 千円	0	円
管理職員特別勤務手当	J.	ı		60 千円	15,000	円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区	分	総費用	純損益又は	職員	総費用に占める	(参考)		
			実質収支		実質収支 給与費		職員給与費比率	25年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率		
26年度 千円		千円	千円	千円	%	%		
		8,695,480	△ 257,259	2,828,114	32.5	33.3		

区	分	職員数		給		与		費		一人当たり	
		1	Α	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計]	В	給与費	В/А
26年	F度		人		千円	千円	千円	千円	9		千円
		394		1,425	,703	826,269	576,142	2,828,114	1	7,178	

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費 千円 6,789

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
三田市(医師)	43.0 歳	536,575 円	1,248,791 円		
三田市(看護師)	35.2 歳	305,267 円	471,931 円		
三田市(事務職員)	42.2 歳	372,399 円	573,047 円		
市町村平均(医師) (政令指定都市除く)	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円		
市町村平均(看護師) (政令指定都市除く)	38.8 歳	288,414 円	456,203 円		
市町村平均(事務職員) (政令指定都市除く)	43.1 歳	328,980 円	502,010 円		

⁽注) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ //// J 30/10 1 J		
三田市(病院事	業)	三田市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)
	1,462 千円	1,559 千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等によ	る加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
•役職加算 5~20%		•役職加算 5~20%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

市町村平均(政令指定都市除く)	
1人当たり平均支給額	
-	千円

⁽注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

² 職員数は、27年3月31日現在の人数です(再任用短時間勤務職員を含む)。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

	三田市(病院事	(業)	三田市 (一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勧奨·定年		(支給率)	自己都合	勧奨•定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59	月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(割増率2%	~45%)	その他の加算措	片置 定年前早期退職特例	措置(割増率2%~45%)
1人当たり平均支給	額 1,808 千円	I	1人当たり平均支約	給額 4,903 千円	22,499 千円	

- (注)退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注) 病院事業の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、定年退職者が1名であったため、全退職手当受給者に支給された平均額です。 ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績		93,319 千円		
支給職員1人当たり平		237 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	7 %	3	894 人	7 %

工 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		313,503 ₹				
支給職員1人当たり平均支	給年額(26年度決算	956				
職員全体に占める手当支統	給職員の割合(26年度		%			
手当の種類(手当数)			15			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	給対象業務 左記の職員に対する支約			
社会福祉業務手当	右に同じ(右の業務に従事した職員)	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったとき((2)との併給はしない) (2) 生活保護法(昭和25年法律第 144号)、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法 (昭和38年法律第133号)、身体障害 者福祉法(昭和24年法律第283号) 若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する措置等 のケースワーク又は市民病院にお ける医療相談に従事したとき		日額	140円	
医師特別手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	市民病院に勤剤	等する医師	部長副部長	291,000円 260,000円 252,000円 248,000円 245,000円 220,000円	

診療手当	市民病院に勤務す	(1)医師が救急外来等において緊急	1時間につき	
	る医師で勤務時間 外に右のいずれか	業務(呼出時を含む。)に従事したとき	部長·副部長	4,000円
	に該当するとき		医長•副医長	3,500円
			医員	3,000円
		(2)医師が自科の入院患者の急変	1時間につき	0,00011
		時等に緊急の診療に従事したとき		1 400 TT
			部長・副部長	1,400円
			医長•副医長	1,200円
			医員	1,100円
		(3)産科医師が出産に従事したとき (小児科医が出産に立ち会ったとき	1件につき	
		を含む。)		14,000円
		(4) 麻酔科医師が緊急手術業務従	1回につき	
		事に備えあらかじめ自宅で待機を 命ぜられたとき		2,500円
		(5)小児科医師が小児救急輪番業	1当務につき	
		務に従事したとき		12,000円
特別診療手当	右に同じ(又は右の	市民病院に勤務する医師で宿直勤	1時間 2,000円	
	業務に従事した職員)	務又は日直勤務に引き続き診療業 務に従事したとき	ただし、午後1時.	
			し、5時間以上の 円を限度とする。	場合は10,000
宿日直特別手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職	市民病院に勤務する医師で同一月 に4回以上の宿直勤務又は日直勤	1回につき	
	員)	務に従事したとき(宿日直手当に加 篁)		40,000円
緊急呼出麻酔管理手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職	217	1件 20,000円	
	景)	麻酔管理業務に従事したとき		
病理検査手当		市民病院に勤務する医師で病理検	1件 700円	
	業務に従事した職 員)	査に従事したとき		
時間外救急措置手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職	(1) 医師が宿直勤務又は日直勤務中に救急患者の緊急入院措置を	1人につき	5,000円
	員)	行ったとき		3,00011
		(2) 医師が(1)の緊急入院措置の 後、主治医として治療に従事したと き	1人につき	3,000円
			1人につき	1,000円
		来患者(入院措置を行った者を除	ただし、1回の宿	宮直勤務又は
		く)を診療したとき	日直勤務につき 度とする。	10,000円を限
		(4) 正規の勤務時間外に緊急で手 術又は1,000点以上の処置を実施し	1件につき	1,000円
取名 11 山 中部 25 中 エ リ	ナス目で(カルナの	たとき	1/計 20 000円	1,000 1
緊急呼出麻酔管理手当	石に同じ(又は石の 業務に従事した職 員)	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に緊急呼出を受けて全身麻酔 管理業務に従事したとき	111十 20,000円	
病理検査手当		市民病院に勤務する医師で病理検	1件 700円	
	業務に従事した職 員)	査に従事したとき		
夜間業務手当		市民病院に勤務する医療技術職員が夜間業務に従事したとき	深夜の全てを含む 1回 6,800円	む勤務
待機手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	市民病院に勤務する医師以外の職員が夜間、休日等、勤務時間外に 景急業務に備えてあらかじめ待機を	1回 2,000円	
		命ぜられたとき		

解剖業務手当		市民病院に勤務する医師で病理解 剖を実施する検体を確保したとき	1検体 20,000円
医療危険業務手当	市民病院に勤務する職員で勤務時間 外に右のいずれか に該当するとき	照射作業に従事したとき及び看護 師がエックス線その他照射作業の 補助業務に従事したとき	日額 270円
		(2) 検査技師が細菌検査作業等に 従事したとき	
		(3) 薬剤師が劇薬等人体に有害な 薬品を取り扱ったとき	
		(4) 理学(作業)療法士、臨床工学 技師、言語聴覚士及び視能訓練士 が感染症患者又は感染の恐れのあ る患者にかかる医療に従事したとき	
看護師業務手当		市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師	月額 10,000円
夜間看護手当		市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師で夜間勤務に従事したとき	1回 準夜 2,900円 深夜 3,300円 準夜に引き続く深夜 6,800円 ただし、月8回を超えて準夜又 は深夜に従事した場合は、 2,500円を加える。
病院調理師業務手当		市民病院に勤務する給食調理師で時差出勤をするもの	月額 2,400円
病院緊急呼出手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	市民病院に勤務する職員で勤務時間外に緊急呼出を受けて業務に従事したとき(医師除く)	
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の 業務に従事した職 員)	年末年始の休日において特に必要 があつて勤務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(勤務時間が4時間未 満の場合は3,400円)

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(26	年	度	決	算)	146,027 千円
職	員1人	当	たり平	均	支 給	年 額	(26	年 度	決争	算)	371 千円
支	給	実	績	(25	年	度	決	算)	147,979 千円
職	員1人	当	たり平	均	支 給	年 額	(25	年 度	決争	算)	378 千円

カ その他の手当(27年4月1日現在)

ガーでの他の手ョ	(21年4月1日現1	上/				
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度 と異なる内 容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当在 平均支給年額 (26年度決算)	
扶養手当	上記4(6)の記載	内容と同様で	33,105 千円	209,525	円	
住居手当	J.	ı		36,233 千円	180,264	円
通勤手当	J.	ı	35,031 千円	109,815	円	
管理職手当	J.	ı	61,458 千円	787,923	円	
休日給	J.	ı		0 千円	0	円
夜勤手当	J.	1		23,891 千円	135,744	円
宿日直手当	J.	,		83,316 千円	991,857	円
管理職員特別勤務手当	J.	ı		386 千円	386,000	円